

尼崎市版地域クラブ活動（Amakatsu Club）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、「Amakatsu Club」と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、中学生の学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資することを目的として行うものであり、単に、勝利や優秀な成績を収めることのみを目的とするのではなく、スポーツ、文化・芸術活動（以下、「スポーツ等」という。）のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてこれらの活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

（事務局）

第3条 本クラブの設置・運営に関する事務局は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）とする。

第2章 活動

（活動日時）

第4条 活動日は、平日週2日以内、土・日曜日のいずれか1日以内とし、1日の活動時間は、平日2時間以内、土日等の休業日3時間以内を基本とする。

2 活動日は、上記に掲げるほか、事業団が必要と認めた日時とする。

（活動場所）

第5条 活動場所は、尼崎市立中学校校舎・運動施設及び社会体育施設その他事業団が認める場所とする。

2 大会等に参加する場合は、当該開催地とする。

第3章 クラブ員

（対象）

第6条 クラブ員は、尼崎市内に在住する中学生を対象とし、次の要件を備える者とする。

- （1）本クラブの目的に賛同する者であること。
- （2）スポーツ等を行うに適した健康状態であること。
- （3）本クラブの諸規則等を遵守する者であること。

（入会）

第7条 本クラブへの入会を希望する人は、入会を希望する月の前月20日までに事業団の指定する方法により申込みを行うものとする。

(退会)

第8条 本クラブを退会するときは、退会を希望する月の20日までに、事業団の指定する方法により退会の届け出を行わなければならない。ただし、中学校卒業時は、届け出は不要とする。

(除名)

第9条 本クラブのクラブ員又は保護者が、次の各号に該当したときは、除名とする。

- (1) 第6条の要件を満たさないとき
- (2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき

(会費)

第10条 本クラブの会費は、当面の間は、無償とする。

2 大会の遠征費や消耗品、備品等の購入については、別途徴収する。

(事故の責任)

第11条 クラブ員は、本クラブの活動に際して、指導者等の指示に従って行動するものとし、これに違反して発生した傷害、盗難等の事故又は事件については、尼崎市、事業団及び指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第12条 クラブ員は、クラブ活動中の自己の怪我等に対応すべく、事業団を通じ、指定するスポーツ保険に加入しなければならない。

2 保険料は、当面の間は、事業団が負担する。

第4章 指導者及び指導補助員

(諸規定の遵守)

第13条 本クラブの指導に指導者又は指導補助員（以下、「指導者等」という。）として従事する者は、尼崎市版地域クラブ活動ガイドライン及び本規約その他事業団が定める諸規定を遵守しなければならない。

(研修等の受講)

第14条 指導者等は、活動を開始するに当たり、事業団が行う研修を受講するなど、尼崎市版地域クラブ活動の趣旨や本クラブの指導方針等について熟知し、適切な指導を行えるようにしなければならない。

(指導方針等)

第15条 本クラブにおける指導方針等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) クラブ員の心身の健康管理を徹底し、スポーツ障害及び外傷の予防・熱中症対策を徹底するとともに、定期テストや行事等、学校生活との両立ができるよう配

慮を行う。

- (2) 活動場所における施設・設備、練習道具の安全確認等を十分に行い、事故を未然に防ぐ。
- (3) クラブ員への指導においては、体罰、暴言、ハラスメント並びにこれらに類するものを根絶する。
- (4) 第2条に掲げる本クラブの目的を踏まえ、クラブ員の体力や技能レベルを考慮して活動を行う。

(賃金)

第16条 指導者等に支払う賃金の額、支払い方法等は、事業団が別に定める。

(災害補償)

第17条 指導者等が、クラブ活動中に被った負傷等に対しては、労働者災害補償保険の範囲内で補償する。

(免責事項)

第18条 指導者等の故意又は重大な過失により、クラブ活動中に事故又は事件を生じさせたときは、尼崎市及び事業団は、一切の責任を負わない。

第5章 細則

(細則)

第19条 本クラブの運営に関し、この規約に定めのない事項については、クラブ員、指導者、事業団等関係者で協議のうえ、処理するものとする。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。